

## 2019年度追手門学院大学再入学志願者出願要項(春学期)

【新たに「留学」の在留資格取得が必要な外国人学生のみ】

<b>1.出願資格</b>	<p>退学または除籍後2年以内の者(2017年3月31日以降退学または除籍となった者)で、新たに「留学」の在留資格取得が必要な外国人学生。                  ・成業の見込みがない者は除く。                  ・出願資格について不明な点は教務課各学部担当に問い合わせてください。</p>										
<b>2.再入学許可年次 既修得単位科目 の読替認定</b>	<p>(1) 再入学の時期は、春学期の始めとし、再入学許可年次は、次の通りです。                  ① 3月31日付退学者および除籍者は、在籍当時の学年の次の学年になります。                  (例えば、2年生であった者は、3年生となります。)                  ② 年度途中の退学者および除籍者は、在籍当時の学年になります。                  (例えば、2年生であった者は、2年生のままです。)                  (2) 既修得単位科目の読替認定および卒業要件は、次の通りです。                  過去に単位を修得した科目は認定しますが、カリキュラムの改定により卒業要件が変更されている場合には、再入学許可年次適用の学則、学部規程および学科履修細則に従わなければなりません。                  (3) 再入学後に在学できる年限は、再入学許可年次により、次の通りとなります。                  (例)3年生に再入学する場合                  卒業に必要な年数(2年間)×2=4年が在学できる年限となります。                  (例)2年生に再入学する場合                  卒業に必要な年数(3年間)×2=6年が在学できる年限となります。                  ただし、通算在学年数8年を超えて在学することはできません。</p>										
<b>3.願書受付期間</b>	<p><b>2018年11月8日(木)～11月22日(木)</b>                  受付時間: 平日9:10～17:00/土曜日・日曜日は除きます                  提出された出願書類は、いかなる事情があっても一切返付いたしません。</p>										
<b>4.出願手続</b>	<p>次の書類を再入学志願先の教務課各学部担当へ<b>直接持参してください</b>(郵送不可)。                  (1) 出願書類                  ① 『再入学願(本学所定用紙)』                  ② 審査料『振込金通知書(申込書)』 10,000円(振込手数料は受験者負担)                  『振込依頼書』にて審査料を納入し、2枚目の『振込金通知書(申込書)』を出願書類として提出してください。                  なお、一旦納入された審査料は、いかなる事情があっても返付いたしません。</p>										
<b>5.選考方法</b>	<p>書類審査により可否を決定いたしますが、面接や筆記試験等を実施する場合があります。                  面接や筆記試験等が必要な場合は、決定次第お知らせいたします。</p>										
<b>6.選考結果の 通知</b>	<p><b>2018年12月7日(金)</b>に出願者全員に選考結果を郵送いたします。                  可否の結果についての電話等による問い合わせには一切応じません。                  選考結果が発送日から2日(海外へ送付する場合は3日)を過ぎてても到着しなかった場合は、教務課へ問い合わせてください。</p>										
<b>7.入学手続</b>	<p>(1) 2019年度授業料等納付金(春学期:再入学時納付分)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">授業料等納付金</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">授業料</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">施設設備充実資金</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">入学金</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">諸費用</th> </tr> <tr> <td></td> <td>¥375,000</td> <td>再入学する 学年により異なる</td> <td>¥50,000</td> <td>学部・学科・ 学年に より異なる</td> </tr> </table> <p>※上記金額は、再入学手続き時に必要な授業料等納付金であり、秋学期以降、学期ごとの納付金が                  必要となります。また、再入学される学部・学年により一部金額が変わる場合がありますので、正確な                  金額については、入学手続書類送付時にお知らせいたします。</p> <p>(2) 納入・手続き期限 <b>2018年12月25日(火)</b>                  入学手続書類は、『合格通知書』とともに送付いたします。                  なお、以下の入学手続書類を教務課へ提出することにより手続きは完了となります。                  ① 在留カード及びパスポート(大学でコピーをとります)。                  ※有効な在留カードの発給を受けていない場合は、再来日時に発給される在留カードを速やかに提出してください。                  ② 所定の金額を『振込依頼書』にて期限までに一括納入した『振込金通知書(申込書)』                  手続きを完了した者には、『再入学許可書』を送付いたします。期限までに手続きを完了しない者には、入学を許可いたしません。                  また、一旦納入された入学金、授業料等納付金および諸費用は、いかなる事情があっても返付いたしません。</p> <p>(3) 在留資格認定証明書の申請について                  日本国外在住の外国人留学生は、ビザ申請に必要な「在留資格認定証明書」の申請を本人が行うことが困難なため、                  再入学手続納付金を納入したのものについては、本学が代理申請を行います。なお在留資格の取得手続きは、通常1ヶ月以上かかるため、                  必ず期日までに入学手続きを行ってください。</p> <p>(4) 在留資格取得期限について                  再入学日までに在留資格「留学」が取得できない場合は、再入学の許可を取消します。                  再入学の許可を取消した場合であっても、一旦納入された入学金、授業料等納付金および諸費用は返付いたしません。                  万一、在留資格申請が不許可・不交付となった場合は、すみやかに教務課各学部担当へご連絡ください、</p>	授業料等納付金	授業料	施設設備充実資金	入学金	諸費用		¥375,000	再入学する 学年により異なる	¥50,000	学部・学科・ 学年に より異なる
授業料等納付金	授業料	施設設備充実資金	入学金	諸費用							
	¥375,000	再入学する 学年により異なる	¥50,000	学部・学科・ 学年に より異なる							

【問い合わせ先】 追手門学院大学教務課

経済学部: 072-641-9616

経営学部: 072-641-9617

地域創造学部: 072-641-9537

社会学部: 072-641-9153

心理学部: 072-641-9618

国際教養学部: 072-641-9620